

# 株式会社 吉田建設

## 子育てサポート企業として認定

一次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」マークを取得

### 株式会社 吉田建設

所在地：新潟市

事業内容：建設業

労働者数：182人



#### ●行動計画

従業員が仕事と子育てを両立し、また、従業員にとって働きやすい環境を整備することで、その能力を十分発揮できるようにするため、以下の行動計画を策定する。

##### 1 計画期間

平成30年4月1日～令和2年5月31日

##### 2 行動計画の内容

- ・計画期間中、女性社員の育児休業の取得率を80%以上とする
- ・出世時における男性社員の育児休業取得を推進し、取得率を7%以上とする
- ・所定外労働時間の削減のための措置を実施する
- ・計画期間中の従業員の有給休暇取得状況を計画前年度より改善する

#### ●行動計画等の結果及び取組内容

##### ①計画期間中の育児休業取得率が女性100% 男性42.8%に達し、目標を上回った。

育児休業の対象者が制度について正しい理解を得ることができるようリーフレットを作成し周知した。また、休業前後に上司による面談を行い休業取得者の心理的不安を取り除くよう努めた。

##### ②所定外労働時間の削減の措置を実施し、平成29年度の平均残業時間が10時間であったのに対し、令和元年度は9時間となり、1時間の削減に成功した。

各社員は時間外労働を行う際にはメールで申請し、部門で管理シートに入力。管理部門はその情報を基にした日々の所定外労働の状況を部門長に報告し、所定外労働時間が多き社員には管理職が出席する会議体にて通知し改善を図る仕組みを導入し、削減を図った。

##### ③平成29年度の平均有給休暇取得日数が10.2日であったのに対し、令和元年度は10.9日となり0.7日増加し目標を達成した。

有給休暇の取得促進日を設定。可能な範囲で個別の工事現場全体の休みとすることで計画的に有給休暇を取得できるようにしている。また、所定外労働と同じように部門で取得状況を管理シートに入力し、管理部門にて状況を確認。取得が進んでいない社員に対し計画的な取得を奨励した。



## くるみん認定基準



1. 雇用環境の整備について、行動計画策定指針に照らし適切な行動計画を策定したこと。
2. 行動計画の計画期間が、2年以上5年以下であること。
3. 策定した行動計画を実施し、計画に定めた目標を達成したこと。
4. 策定・変更した行動計画について、公表および労働者への周知を適切に行っていること。
5. 計画期間において、男性労働者のうち育児休業等を取得した者の割合が7%以上であること。または男性労働者のうち育児休業等を取得した者および企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した者の割合が、合わせて15%以上であり、かつ、育児休業等を取得した者が1人以上いること。（平成31年3月31日までに申請した場合の経過措置：男性労働者のうち育児休業等をした者が1人以上いること。）  
＜労働者が300人以下の企業の特例＞  
上記5. を満たさない場合でも、①～③のいずれかに該当すれば基準を満たす。
  - ①計画期間内に、子の看護休暇を取得した男性労働者がいる。（1歳に満たない子のために利用した場合を除く）
  - ②計画期間内に、中学校卒業前の子を育てる労働者に対する所定労働時間の短縮措置を利用した男性労働者がいる。
  - ③計画期間とその開始前一定期間（最長3年間）を合わせて、男性の育児休業等取得率7%以上。（平成31年3月31日までに申請した場合の経過措置：計画の開始前3年以内に育児休業等を取得した男性労働者がいること）
  - ④計画期間において、小学校就学前の子を養育する男性労働者がいない場合、中学校卒業前の子または小学校就学前の孫について、企業独自の育児を目的とした休暇制度を利用した男性労働者がいること。
6. 計画期間において、女性労働者の育児休業等取得率が、75%以上であること。  
＜労働者が300人以下の企業の特例＞  
上記6. を満たさない場合でも、計画期間とその開始前の一定期間（最長3年間）を合わせて計算したときに、女性の育児休業等取得率が75%以上であれば基準を満たす。
7. 3歳から小学校就学前の子を育てる労働者について、「育児休業に関する制度、所定外労働の制限に関する制度、所定労働時間の短縮措置又は始業時刻変更等の措置に準ずる制度」を講じていること。
8. 次の①と②のいずれも満たしていること。
  - ①フルタイムの労働者等の法定時間外・法定休日労働時間の平均が各月45時間未満。
  - ②月平均の法定時間外労働60時間以上の労働者がいないこと。
9. 次の①～③のいずれかを実施していること。
  - ① 所定外労働の削減のための措置
  - ② 年次有給休暇の取得の促進のための措置
  - ③ その他の働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備のための措置
10. 法及び法に基づく命令その他関係法令に違反する重大な事実がないこと。

## これまでの認定企業一覧（令和3年4月30日現在）

### ○ プラチナくるみん認定企業

	企業名	所在地	認定年
1	一正蒲鉾株式会社	新潟市	2015年
2	株式会社市民調剤薬局	新潟市	2016年
3	株式会社博進堂	新潟市	2016年
4	株式会社第四銀行（現 第四北越銀行）	新潟市	2018年
5	株式会社北越銀行（現 第四北越銀行）	長岡市	2019年
6	昭栄印刷株式会社	新発田市	2020年
7	株式会社サカタ製作所	長岡市	2020年
8	株式会社大光銀行	長岡市	2020年

### ○ くるみん認定企業

	企業名	所在地	認定年
1	一正蒲鉾株式会社	新潟市	2007年、2010年、2013年
2	株式会社第一印刷所	新潟市	2008年、2013年、2019年
3	株式会社第四銀行（現 第四北越銀行）	新潟市	2008年、2012年
4	株式会社博進堂	新潟市	2008年、2012年、2013年
5	株式会社大光銀行	長岡市	2010年、2015年
6	株式会社ジェイマックソフト	長岡市	2010年
7	株式会社北越銀行（現 第四北越銀行）	長岡市	2010年、2015年
8	国立大学法人新潟大学	新潟市	2011年
9	オン・セミコンダクター新潟株式会社	小千谷市	2012年
10	株式会社リポーン	上越市	2012年、2014年
11	星野電気株式会社	新潟市	2013年
12	新潟電子工業株式会社	新潟市	2013年、2017年
13	株式会社コロナ	三条市	2013年、2017年
14	株式会社キタック	新潟市	2013年、2019年
15	株式会社富士通新潟システムズ	新潟市	2013年、2017年、2020年
16	株式会社ナルス	上越市	2013年
17	愛宕商事株式会社	新潟市	2013年
18	株式会社市民調剤薬局	新潟市	2013年
19	協栄信用組合	燕市	2013年
20	旭カーボン株式会社	新潟市	2014年
21	新潟県信用農業協同組合連合会	新潟市	2014年、2017年、2020年
22	医療法人恵生会	新潟市	2014年、2019年
23	昭栄印刷株式会社	新発田市	2014年、2016年
24	株式会社メビウス	新潟市	2014年
25	株式会社オスポック	十日町市	2015年
26	医療法人愛広会	新潟市	2015年
27	西蒲原土地改良区	新潟市	2015年
28	株式会社ソリマチ技研	長岡市	2016年
29	株式会社マルサン	新潟市	2016年

30	株式会社エム・エスオフィス	長岡市	2016年
31	株式会社弘新機工	新発田市	2016年、2019年
32	株式会社ブルボン	柏崎市	2017年
33	株式会社原信	長岡市	2017年
34	学校法人新潟総合学院	新潟市	2017年
35	株式会社本間組	新潟市	2017年
36	株式会社ザ・ミンツ	新潟市	2017年
37	亀田製菓株式会社	新潟市	2018年
38	公益財団法人 新潟市開発公社	新潟市	2018年
39	株式会社サカタ製作所	長岡市	2018年
40	帝石パイプライン株式会社	柏崎市	2018年
41	富士ゼロックス新潟株式会社	新潟市	2018年
42	藤田金属株式会社	新潟市	2018年
43	株式会社アクアシガータ	新潟市	2018年
44	医療法人社団 晴和会	新潟市	2018年
45	株式会社きものブレイン	十日町市	2019年
46	株式会社北越ケース	新潟市	2019年
47	株式会社インプレシヴ	新潟市	2019年
48	株式会社ネクスコ・エンジニアリング新潟	新潟市	2019年
49	新潟県労働金庫	新潟市	2019年
50	株式会社安全給食サービス	長岡市	2020年
51	株式会社 J-COLOR (美容しょうへいの店)	長岡市	2020年
52	社会福祉法人新潟さくら会	新潟市	2020年
53	株式会社社会津屋	村上市	2020年
54	小柳建設株式会社	三条市	2020年
55	日本ハム惣菜株式会社	三条市	2020年
<b>56</b>	<b>株式会社吉田建設</b>	<b>新潟市</b>	<b>2021年</b>